食品関係営業を始める方へ

保健所の許可以外に、他の関係法令について事前に確認しておきましょう。

保健所の食品に係る営業許可は、衛生上の施設基準に適合していることを認めているものであり、土地利用、建築、消防等に関する各法令への適合を認めているものではありません。

営業許可を取得していても、営業場所や営業形態などから他法令（都市計画法、建築基準法、 消防法等）に抵触する場合があります。

下記に記載のないその他の関係法令の規制についても、営業者自身で事前にご確認ください。

都市計画法・建築基準法等に関する事前確認

都市計画法で定める市街化調整区域や、市街化区域内の用途地域には、食品関係の営業ができない、または建築物に制限がかかる地域があります。

また、建築基準法など、建築物に関する法令もあります。

事前に営業予定場所の土地利用のルールや建築物の規制について確認しておきましょう。

消防法令等に関する事前確認

調理場内の火を使用する設備、器具等を消防法令等に適合させる必要があります。

事前に、必要な消防用設備等や防火管理者の選任の有無などについて確認しておきましょう。

風営法、カラオケ・深夜営業等の規制に関する事前確認

接待営業を行う場合や深夜０時以降に酒類を提供する場合等は、警察署の許可または届出が必要になります。また、カラオケ等の音響機器を設置する場合や深夜に営業する場合は、府条例による騒音防止に関 する規制についても、事前に確認しておきましょう。